番号	意見の内容	本町の考え方
1	畑岡地区・開発計画(案)に、つきましては、住環境や自然環境等	近年の物流倉庫は単に倉庫でなく、立体自動倉庫や在庫管理システムなどの
	の懸念が、非常に多く最大限の譲歩(妥協)案として、賃借倉庫の建	高機能化が求められており、それに対応する必要な階高が7mであること、ま
	設は鉄骨2階、建物の高さは20m以内とする。	た、とりわけインターチェンジ周辺においては広域物流拠点としての集約化に
	今件についての発想転換となったのは、28.11.5の新聞発表で、	より流通の効率化の促進も求められ、新しい流通施設は、従来の低層から高層
	県総合流通センター内の賃借倉庫の建設が、鉄骨2階で整備するとな	のターミナルとなる計画が主流となっています。これらのことを踏まえ、建築
	っておりますが、これを鉄筋一部鉄骨3階に変更し、建設してはとの	物の最高高さの限度を25mに設定することとしております。
	提案です。同じ大和ハウス内での変更。(分かりやすく言えば、畑岡地	ただ、ご意見を踏まえ、備南台団地等周辺への景観配慮として、周辺の自然
	区・開発計画(案)は、2階。県総合流通センター内を3階に変更す	環境や住環境との調和については、地区整備計画の緑化率の最低限度の「緑化
	る)	率は、敷地面積の10%以上を確保するものとし、敷地周辺部に配置する。」と
	町長は、町制施行120周年の節目に「いつまでも住み続けたいま	いう部分の記載を、「緑化率は、既存樹の保全に努め、敷地面積の10%以上を
	ち」、また常日頃「安心・安全、災害に強いまちづくり」とも、言われ	確保するものとし、敷地周辺部に配置する。住宅地側には、高木・中木がある
	ております。	緩衝緑地として効果的な配置とする。」という内容に変更し、住環境への影響
	現在の備南台団地の周囲は、物流倉庫が蔓延しており、もっと分か	に配慮することとします。
	りやすく言えば、国道2号線バイパスに向かって、カタカナの「コ」	
	の字を、さかさにした場所に小さな団地があります。	
	早島町は、岡山と倉敷のベットタウンだったはずです。今は、全国	
	区の物流倉庫のベットタウン化になりつつあります。	
	県南地域におけるインターチェンジ周辺の開発、企業誘致の仲でも	
	十二分に理解しております。	
	いろいろ前述しましたが、大鉈を振るった大譲歩であります。	

番号	意見の内容	本町の考え方
2	① 建物高さ限度は景観法の15mを限度として地区条例も反映すること。特	建築物の最高高さにつきましては、近年の物流倉庫は単に倉庫でな
	例で25mを限度にするとか問題外である。	く、立体自動倉庫や在庫管理システムなどの高機能化が求められてお
	② 公聴会意見書の返答分で、"良好な企業運営を考えると4階が必要となる	り、それに対応する必要な階高が7mであること、また、とりわけイ
	ことから、建築が可能となる高さで最高限度~"ということだが、企業の	ンターチェンジ周辺においては広域物流拠点としての集約化により
	立場に立ち町民に目を向けないという問題的な返答文である。住民たちの	流通の効率化の促進も求められ、新しい流通施設は、従来の低層から
	住環境はどうでも良いということでしょうか?起業 FIRST ではなく町民	高層のターミナルとなる計画が主流となっています。これらのことを
	FIRST の考えで進めてほしい。住民は25mは高すぎると言っていますの	踏まえ、建築物の最高高さの限度を25mに設定することとしており
	で、①で述べたように景観法の15mを限度とするようにしてください。	ます。なお、景観法に基づく本町の景観計画における高さ制限は、岡
	③ この場所はもともと市街化調整区域という、市街化を抑制することを目的	山県総合流通業務地区や瀬戸中央流通センターの地区内は、適用除外
	とした場所にもかかわらず、自分が住んでいる備南台の南側に計画され、	としていることもあり、このたびの地区計画においては、建物の最高
	住民の環境を大きく変えるような開発である。このような開発は早島町が	高さを25mで設定しております。
	唱える住民の環境保全とは180度異なることで根本からおかしいと思	また、早島町都市計画マスタープランでは、早島 IC の乗り入れ口
	いませんか?騒音、排気ガス、交通渋滞による環境破壊が予想されます。	から半径 1km 範囲内を「インターチェンジ周辺ゾーン」としており、
	倉庫業を行う地区は適材適所な場所で行われるべきであり、この畑岡地区	周辺環境との調和を図りつつ、流通、工業など多様な産業機能の立地
	では住環境を壊してしまうので別の場所を推進してほしい。	誘導を図るゾーンとして位置付けております。畑岡地区地区計画の区
	④ 早島町のマスタープランによると北側の森林面積は"維持"、自然環境の	域は、「インターチェンジ周辺ゾーン」の範囲内であり、適正な位置
	"保全"としてあるが、民間地とはいえ、反して森林伐採を進めるような	づけであると考えます。
	計画はおかしく、この計画こそが無秩序な開発行為であると考えます。ど	ただ、ご意見を踏まえ、周辺への景観配慮として、緑化については、
	うしても開発を行う場合はマスタープランに記入してある通り自然環境	地区整備計画の緑化率の最低限度の「緑化率は、敷地面積の 10%以上
	の調和を実行し、厳しい限度を設けてほしい。例えば	を確保するものとし、敷地周辺部に配置する。」という部分の記載を、
	・緑地面積拡大(10%は少ないので20%希望)	「緑化率は、既存樹の保全に努め、敷地面積の10%以上を確保するも
	・住宅方面への植栽干渉地帯を設ける(15m程度)	のとし、敷地周辺部に配置する。住宅地側には、高木・中木がある緩
	・高木、中木、低木の本数の確保 など	衝緑地として効果的な配置とする。」という内容に変更し、住環境へ

	の影響に配慮することとします。

	意見の内容	本町の考え方
1	業者による開発申請に対し、町との事前協議及び町都市計画審議	早島町都市計画審議会は、都市計画法に基づく諮問機関であり、その調査審
	会での審査がこれまでのやり方で、今回初めて早島町地区計画等	議にあたっては、学識経験者等の第三者により行われることから、町の都市計
	の案の作成手続きに関する条例等により業者の開発申請自体が早	画案の審議に問題はありません。
	島町の地区地区計画案となり、町の地区計画案を都市計画審議会	早島町都市計画マスタープランでは、早島 IC の乗り入れ口から半径 1km
	で審査するようになっている。このような形で審議が可能なので	範囲内を「インターチェンジ周辺ゾーン」としており、周辺環境との調和を図
	しょうか?	りつつ、流通、工業など多様な産業機能の立地誘導を図るゾーンとして位置付
2	前記条例及び早島町市街化調整区域の地区計画運用指針のインタ	けております。さらに、近年の物流倉庫は単に倉庫でなく、立体自動倉庫や在
	ーチェンジ付近型地区計画での建築物の高さの制限では地区の特	庫管理システムなどの高機能化が求められており、それに対応する必要な階高
	性に応じた数値を定めることとなっている。これでは高さは業者	が7mであること、また、とりわけインターチェンジ周辺においては広域物流
	の申請する高さを許可する事になり、現実に今回の畑岡地区地区	拠点としての集約化により流通の効率化の促進も求められ、新しい流通施設
	計画では業者は高さ30mを主張し早島町は30mで OK を出し	は、従来の低層から高層のターミナルとなる計画が主流となっています。これ
	ている。(現在は25m) この様に特性に応じた数値では幾らまで	らのことを踏まえ、建築物の最高高さの限度を 2 5 mに設定することとしてお
	許可するのか不明であり、高さは20mまでと記入すべきである。	ります。
3	早島町全体に早島町が決めた早島町景観条例が適用されるはずで	なお、景観法に基づく本町の景観計画における高さ制限は、岡山県総合流通
	あるが(景観条例では建築物の絶対高さ15m以下)今回の調整	業務地区や瀬戸中央流通センターの地区内は、適用除外としていることもあ
	区域の早島町地区計画における条例では前記したように高さは特	り、このたびの地区計画においては、建物の最高高さを25m で設定してお
	性に応じた数値の為30mないしそれ以上でもOKとなり(15	ります。
	mから言えば一気に倍の高さを認めている) 同じ早島町の条例間	
	で矛盾があり、整合させる必要が有るのでは?	
	2	① 業者による開発申請に対し、町との事前協議及び町都市計画審議会での審査がこれまでのやり方で、今回初めて早島町地区計画等の案の作成手続きに関する条例等により業者の開発申請自体が早島町の地区地区計画案となり、町の地区計画案を都市計画審議会で審査するようになっている。このような形で審議が可能なのでしょうか? ② 前記条例及び早島町市街化調整区域の地区計画運用指針のインターチェンジ付近型地区計画での建築物の高さの制限では地区の特性に応じた数値を定めることとなっている。これでは高さは業者の申請する高さを許可する事になり、現実に今回の畑岡地区地区計画では業者は高さ30mを主張し早島町は30mでOKを出している。(現在は25m)この様に特性に応じた数値では幾らまで許可するのか不明であり、高さは20mまでと記入すべきである。早島町全体に早島町が決めた早島町景観条例が適用されるはずであるが(景観条例では建築物の絶対高さ15m以下)今回の調整区域の早島町地区計画における条例では前記したように高さは特性に応じた数値の為30mないしそれ以上でもOKとなり(15mから言えば一気に倍の高さを認めている)同じ早島町の条例間

番号	意見の内容	本町の考え方
4	都市計画金田・下野地区計画では、建築物等の高さの最高限度が2	建築物の最高高さにつきましては、近年の物流倉庫は単に倉庫でなく、立体
	0mで決定しているが、畑岡地区計画では公聴会での意見を受け、高	自動倉庫や在庫管理システムなどの高機能化が求められており、それに対応す
	さを30m→25mに変更されたが、周辺の自然環境や住環境との調	る必要な階高が7mであること、また、とりわけインターチェンジ周辺におい
	和に配慮し、地区環境の形成を図るには不十分である。北側には備南	ては広域物流拠点としての集約化により流通の効率化の促進も求められ、新し
	台地区があり南側に25mの建築物にはまだ高すぎる。金田・下野地	い流通施設は、従来の低層から高層のターミナルとなる計画が主流となってい
	区同様20mかそれ以下にすべきである。	ます。これらのことを踏まえ、建築物の最高高さの限度を25mに設定するこ
		ととしております。
		ただ、ご意見を踏まえ、備南台団地等周辺への景観配慮として、周辺の自然
		環境や住環境との調和については、地区整備計画の緑化率の最低限度の「緑化
		率は、敷地面積の 10%以上を確保するものとし、敷地周辺部に配置する。」
		という部分の記載を、「緑化率は、既存樹の保全に努め、敷地面積の10%以上
		を確保するものとし、敷地周辺部に配置する。住宅地側には、高木・中木があ
		る緩衝緑地として効果的な配置とする。」という内容に変更し、住環境への影
		響に配慮することとします。

田勺	忘光の四谷
5	町から示された畑岡地区の地区計画では、建物の高さの最高限度が
	25mになっています。しかし、これは早島町景観条例にもとづく景
	観計画での建物の高さの最高限度が15m以下となっていることとあ
	まりにも大きく食い違っています。この事については景観審議会では
	一律に15m以下にしないで、出された案件ごとに一件ずつ審議する
	と申し合わされたと聞いています。ならば今回の案件についても景観
	審議会が開かれると思います。そこで、景観審議会の委員の皆様にお
	かれましては早島町景観条例の前文に記されている「(略) 町の財産で
	あるこの美しい景観をこれからの町を担う子の代、孫の代へと引き継
	いでいくために必要な行動(略)」と景観条例の目的「水と緑の美しい
	町づくりの実現」を踏まえられまして、安易に景観計画の変更をされ
	ないようお願いいたします。もしも変更されるのであれば明確な根拠
	をお示しいただくよう要求します。

音目の内容

次に、都市計画審議会委員の皆様にお願いします。地区計画運用指針では建築物の高さ制限は地区の特性に応じた数値を定めることとなっています。この計画では既存住宅団地から2車線道路を1本挟んだだけの南側目前の山林にのべ30mの高さの倉庫が建立するものです。とても威圧感を受けるようになると考えられます。その状況を想像していただきまして、せめて景観計画の高さ制限15m以下で建てるように、結論を出していただきたいと思います。

本町の考え方

現在岡山県、とりわけ県南部のインターチェンジ周辺の業務地不足は県下共通の課題となっており、近年インターチェンジ周辺における市街化調整区域の開発許可要件等が改定されており、インターチェンジの乗り入れ口 1 km以内の区域などは、流通業務施設などの開発許可が可能となっています。

また、景観法に基づく本町の景観計画における高さ制限は、岡山県総合流通業務地区や瀬戸中央流通センターの地区内は、適用除外としていることから、流通業務施設など開発可能な用途においては、15mの高さ制限を緩和できることとしております。

今回の地区計画における最高高さですが、近年の物流倉庫は単に倉庫でなく、立体自動倉庫や在庫管理システムなどの高機能化が求められており、それに対応する必要な階高が7mであること、また、とりわけインターチェンジ周辺においては広域物流拠点としての集約化により流通の効率化の促進も求められ、新しい流通施設は、従来の低層から高層のターミナルとなる計画が主流となっています。これらのことを踏まえ、建築物の最高高さの限度を25mに設定することとしております。

早島町都市計画マスタープランでは、早島 IC の乗り入れ口から半径 1km 範囲内を「インターチェンジ周辺ゾーン」としており、周辺環境との調和を図りつつ、流通、工業など多様な産業機能の立地誘導を図るゾーンとして位置付けており、当該地域については、国道2号及び現在4車線化が進められている都市計画道路早島大砂線といった幹線道路を経由して円滑にアクセスすることができ、交通利便性に非常に優れた立地特性を有しています。数値設定は、このような地区特性も踏まえたものであり、産業の振興や若者等の雇用の確保などによる地域経済の活性化に大きく寄与することも期待されます。

	ただ、ご意見を踏まえ、備南台団地等周辺への景観配慮として、景観や緑化
	については、地区整備計画の緑化率の最低限度の「緑化率は、敷地面積の 10%
	以上を確保するものとし、敷地周辺部に配置する。」という部分の記載を、「緑
	化率は、既存樹の保全に努め、敷地面積の 10%以上を確保するものとし、敷
	地周辺部に配置する。住宅地側には、高木・中木がある緩衝緑地として効果的
	な配置とする。」という内容に変更し、住環境への影響に配慮することとしま
	す。

番号	意見の内容	本町の考え方
6	ハローズ以北の農地を3階建てとし、山林開発部を2階建てとし、 残地森林を20%にすれば備南台からの景観が少しは緩和される。住 環境を守るためにぜひ実行してほしい。	建築物の最高高さにつきましては、近年の物流倉庫は単に倉庫でなく、立体自動倉庫や在庫管理システムなどの高機能化が求められており、それに対応する必要な階高が7mであること、また、とりわけインターチェンジ周辺においては広域物流拠点としての集約化により流通の効率化の促進も求められ、新しい流通施設は、従来の低層から高層のターミナルとなる計画が主流となっています。このことを踏まえ、建築物の最高高さの限度を25mに設定することとしております。 ただ、ご意見を踏まえ、備南台団地等周辺への景観配慮として、景観や緑化については、地区整備計画の緑化率の最低限度の「緑化率は、敷地面積の10%以上を確保するものとし、敷地周辺部に配置する。」という部分の記載を、「緑化率は、既存樹の保全に努め、敷地面積の10%以上を確保するものとし、敷地周辺部に配置する。住宅地側には、高木・中木がある緩衝緑地として効果的な配置とする。」という内容に変更し、住環境への影響に配慮することとします。

番号	意見の内容	本町の考え方
7	畑岡地区の開発について「周辺の自然環境を住環境を調和に配慮し	建築物の最高高さにつきましては、近年の物流倉庫は単に倉庫でなく、立体
	緑豊かな地区環境の形成を図る」とあるが自然環境を破戒してまで大	自動倉庫や在庫管理システムなどの高機能化が求められており、それに対応す
	きな倉庫 (25m) を建てる必要がある事に、地域住民に対しての配	る必要な階高が7mであること、また、とりわけインターチェンジ周辺におい
	慮が足らないのではないか。	ては広域物流拠点としての集約化により流通の効率化の促進も求められ、新し
	金田・下野地区地区計画では建築物の高さは20mとなっているの	い流通施設は、従来の低層から高層のターミナルとなる計画が主流となってい
	に対して、畑岡地区は30mになっている。	ます。このことを踏まえ、建築物の最高高さの限度を25mに設定することと
		しております。
		ただ、ご意見を踏まえ、備南台団地等周辺への景観配慮として、景観や緑化
		については、地区整備計画の緑化率の最低限度の「緑化率は、敷地面積の 10%
		以上を確保するものとし、敷地周辺部に配置する。」という部分の記載を、「緑
		化率は、既存樹の保全に努め、敷地面積の 10%以上を確保するものとし、敷
		地周辺部に配置する。住宅地側には、高木・中木がある緩衝緑地として効果的
		な配置とする。」という内容に変更し、住環境への影響に配慮することとしま
		す。

意見の内容	本町の考え方
小さい子供がいるので、交通量が増えたり、騒音が困ります。今で	早島町都市計画マスタープランでは、早島 IC の乗り入れ口から半径 1km
も朝夕の渋滞に困っています。物流業でない方が望ましいです。	範囲内を「インターチェンジ周辺ゾーン」としており、周辺環境との調和を図
緑地が10%は少ないと思います。	りつつ、流通、工業など多様な産業機能の立地誘導を図るゾーンとして位置付
道路との境界は全て緑地を残して、緑地を広くしてほしいと思いま	けております。
す。	建築物の最高高さにつきましては、近年の物流倉庫は単に倉庫でなく、立体
高い建築物は景観が変わりすぎるので、より低く変更してほしい。	自動倉庫や在庫管理システムなどの高機能化が求められており、それに対応す
3階建てでも違和感が残ります。	る必要な階高が7mであること、また、とりわけインターチェンジ周辺におい
住民より企業が優先されているように感じます。住み易さを重視し	ては広域物流拠点としての集約化により流通の効率化の促進も求められ、新し
てほしい。	い流通施設は、従来の低層から高層のターミナルとなる計画が主流となってい
	ます。このことを踏まえ、建築物の最高高さの限度を25mに設定することと
	しております。
	ただ、ご意見を踏まえ、周辺への景観配慮として、緑化については、地区整
	備計画の緑化率の最低限度の「緑化率は、敷地面積の 10%以上を確保するも
	のとし、敷地周辺部に配置する。」という部分の記載を、「緑化率は、既存樹
	の保全に努め、敷地面積の 10%以上を確保するものとし、敷地周辺部に配置
	する。住宅地側には、高木・中木がある緩衝緑地として効果的な配置とする。」
	という内容に変更し、住環境への影響に配慮することとします。
	交通量につきましては、都市計画道路早島大砂線は現在4車線化が進められ
	ておりますので、許容されるものと考えております。騒音につきましては、住
	宅地に配慮するように今後立地予定業者へ伝えていきます。
	小さい子供がいるので、交通量が増えたり、騒音が困ります。今でも朝夕の渋滞に困っています。物流業でない方が望ましいです。 緑地が10%は少ないと思います。 道路との境界は全て緑地を残して、緑地を広くしてほしいと思います。 高い建築物は景観が変わりすぎるので、より低く変更してほしい。 3階建てでも違和感が残ります。 住民より企業が優先されているように感じます。住み易さを重視し

番号	意見の内容	本町の考え方
9	・交通量が増えて、さらに渋滞するのは大変困る。	建築物の最高高さにつきましては、近年の物流倉庫は単に倉庫でなく、立体
	・24時間の騒音は、夜勤もあり昼寝ることもあるし、やめてほしい。	自動倉庫や在庫管理システムなどの高機能化が求められており、それに対応す
	・だんだん緑が減って、子どもが自然の中で遊べる場所がなくなるの	る必要な階高が7mであること、また、とりわけインターチェンジ周辺におい
	は寂しいし、子どもたちも交通量、大型車の交通量がふえたら危険な	ては広域物流拠点としての集約化により流通の効率化の促進も求められ、新し
	ので安心して遊べない。	い流通施設は、従来の低層から高層のターミナルとなる計画が主流となってい
	・規模を少し小さくして、大きなたてものも少し小さくしてほしいで	ます。このことを踏まえ、建築物の最高高さの限度を25mに設定することと
	す	しております。騒音につきましては、住宅地に配慮するように今後立地予定業
		者へ伝えていきます。交通量につきましては、都市計画道路早島大砂線は現在
		4 車線化が進められておりますので、許容されるものと考えております。騒音
		につきましては、住宅地に配慮するように今後立地予定業者へ伝えていきま
		す。

意見の内容	本町の考え方
● 仮に倉庫が出来れば、町の税収になり、また町民の働く場にもな	ご意見を踏まえ、周辺への景観配慮として、緑化については、地区整備計画
りうる為、全く反対とも言いません!	の緑化率の最低限度の「緑化率は、敷地面積の 10%以上を確保するものとし、
● しかし近くに住む住民としては、	敷地周辺部に配置する。」という部分の記載を、「緑化率は、既存樹の保全に
・緑地が減る	努め、敷地面積の 10%以上を確保するものとし、敷地周辺部に配置する。住
景観が損なわれる	宅地側には、高木・中木がある緩衝緑地として効果的な配置とする。」という
・周辺道路の渋滞が増える	内容に変更し、住環境への影響に配慮することとします。降雨時の雨水排水に
がありますのでメリットよりもデメリットの方が大きくなる気が	つきましては、開発関係の申請の中で立地予定業者と協議を行っていきます。
します。	交通量につきましては、都市計画道路早島大砂線は現在4車線化が進められて
※建物の高さによる日照問題、降雨時の雨水による送水問題等し	おりますので、許容されるものと考えております。
っかり検討すべき事を行うべきである。	
	 仮に倉庫が出来れば、町の税収になり、また町民の働く場にもなりうる為、全く反対とも言いません! しかし近くに住む住民としては、 ・緑地が減る ・景観が損なわれる ・周辺道路の渋滞が増えるがありますのでメリットよりもデメリットの方が大きくなる気がします。 ※建物の高さによる日照問題、降雨時の雨水による送水問題等し